

訂正とお詫び

2026年版『社会福祉手帳』『民生委員・児童委員手帳』『全国老施協手帳』の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の要点」（資料 p.41）に誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。

ご迷惑をおかけいたしましたこととお詫び申し上げます。

全国社会福祉協議会出版部

『社会福祉手帳』『民生委員・児童委員手帳』『全国老施協手帳』 共通
資料 p.41 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の要点」

20 行目 6(2)最終行

誤：理的な配慮をするように努めなければならない。

正：理的な配慮をしなければならない。

資料 p.41〔正〕

4. 社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備（5）
- 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。
5. 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（6）
- （1）政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針を定めなければならない。
- （2）基本方針は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向、行政機関等が講ずべき措置に関する基本的な事項、事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項等を定める。
6. 行政機関等における障害を理由とする差別の禁止（7）
- （1）行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。
- （2）障害者から社会的障壁の除去を必要とする旨の意思の表明があった場合、その実施に伴う負担が過重でないときは、性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。
7. 事業者における障害を理由とする差別の禁止（8）
- （1）事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。
- （2）障害者から社会的障壁の除去を必要とする旨の意思の表明があった場合、その実施に伴う負担が過重でないときは、性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。
8. 障害者差別解消支援地域協議会（17）
- 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下「関係機関」）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会を組織することができる。